

令和5年10月

安全運転管理者等による  
酒気帯びの有無の確認Q & A

(令和4年4月改正道路交通法施行規則関係)

和歌山県警察本部  
交通部交通企画課

## 目次

### 【改正の概要について】

- 問 1 改正の概要はどのようなものですか ..... 1  
問 2 なぜ改正されたのですか ..... 1

### 【酒気帯びの有無の確認について】

- 問 3 「酒気帯びの有無の確認」を行うタイミングはいつですか ..... 2  
問 4 従業員に運転する予定が全く無い場合、始業時の酒気帯びの有無の確認は必要ですか ..... 2  
問 5 「目視等で確認」とは、どのような方法で行うのですか ..... 2  
問 6 運転者が直行直帰や出張等のため、対面での酒気帯び確認が困難な場合には、  
どうすればよいですか ..... 3  
問 7 必ず安全運転管理者が確認しなければならないのですか ..... 3  
問 8 夜間・早朝などのため、事務所に安全運転管理者等が不在の場合、  
どうすればよいですか ..... 3  
問 9 安全運転管理者自身が運転者となる場合は、どうすればよいですか ..... 3  
問 10 従業員が他の支店等で運転を開始又は終了する場合、酒気帯びの有無の確認はどう  
すればよいですか ..... 4  
問 11 自家用トラックを保有する者が下請として稼働する場合、元請業者の安全運転管理  
者等による確認は必要ですか ..... 5  
問 12 業務に関係のない運転を行う場合、確認は必要ですか ..... 5  
問 13 社用車で出勤又は退勤する場合、確認は必要ですか ..... 5  
問 14 4月1日からアルコール検知器を用いた確認を行ってもよいですか ..... 5

### 【確認内容の記録について】

- 問 15 「確認内容の記録」とは、どのような項目を記録するのですか ..... 5  
問 16 記録用紙の見本はありますか ..... 6  
問 17 様式例を変更して使用しても構いませんか ..... 6  
問 18 「確認内容の記録」の保存（記録媒体）は何でも良いのですか ..... 6  
問 19 確認者名を記載する場合、姓だけでよいですか ..... 6  
問 20 「自動車を識別できる記号、番号等」とはどういうものですか ..... 6  
問 21 確認内容の記録について公安委員会や警察から報告や提出を求められたり、検査を  
受けることがありますか ..... 6

### 【アルコール検知器について】

- 問 22 アルコール検知器に必要な性能はどのようなものですか ..... 7  
問 23 測定結果を赤色や青色などの光で表示する検知器でもよいですか ..... 7  
問 24 自動車に備えられた検知機能で対応してもよいですか ..... 7  
問 25 アルコール検知器に、検知データの保存機能や印字機能は必要ですか ..... 7  
問 26 「アルコール検知器を常時有効に保持する」とはどういうことですか ..... 7  
問 27 「定期的に」故障の有無を確認するとは、どれくらいの期間をいうのですか ..... 7  
問 28 アルコール検知器を交換する頻度はどれくらいですか ..... 7

## 【改正の概要について】

### 問1 改正の概要はどのようなものですか

答 道路交通法施行規則が一部改正され、令和4年4月から、順次施行されます。今回の改正では、安全運転管理者の業務として、次の業務が新たに定められました。

【令和4年4月1日から】

- 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存
  - ・ 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、酒気帯びの有無を確認すること。
  - ・ 確認内容を記録し、当該記録を1年間保管すること。

【令和5年12月1日から】

- アルコール検知器の使用等
  - ・ 酒気帯びの有無の確認を、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて行うこと。
  - ・ アルコール検知器を常時有効に保持すること。

※「国家公安委員会が定めるアルコール検知器」とは  
「アルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するもの」と定められました。

### 問2 なぜ改正されたのですか

答 令和3年6月28日、千葉県八街市で発生した小学生5名が死傷した交通事故では、運転者が業務中に飲酒運転していました。この事故を受けて、交通安全対策に関する関係閣僚会議が開かれた結果、飲酒運転の根絶を図るため、安全運転管理者の業務が拡充されることとなりました。

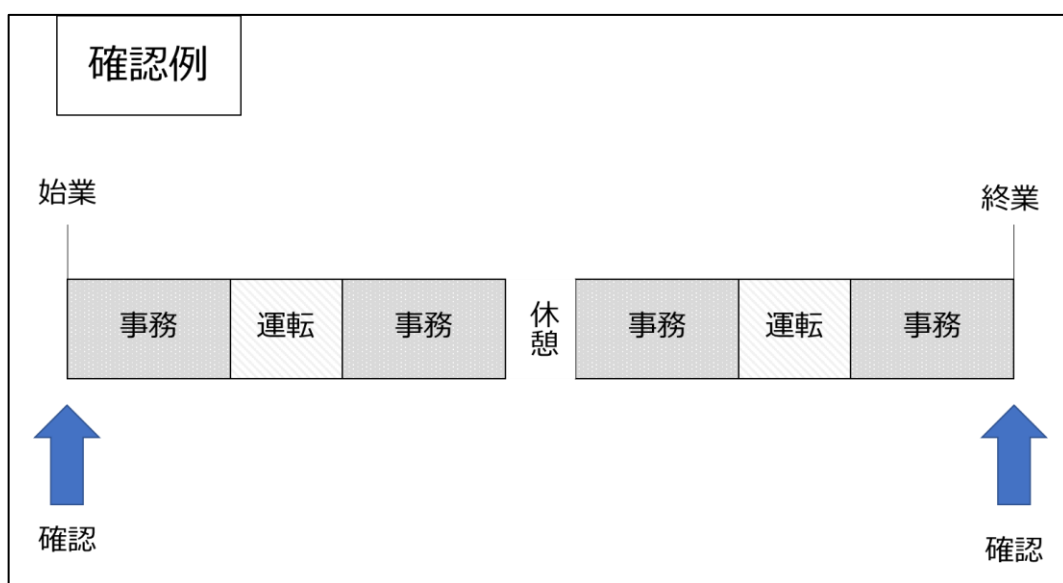
### 【酒気帯びの有無の確認について】

**問3** 「酒気帯びの有無の確認」を行うタイミングはいつですか

**答** 運転を含む業務の「開始前や出勤時」及び「終了時や退勤時」に確認を行います（下図参照）。

個々の運転の直前又は直後に、その都度行わなければならないというものではありません。

また、業務の開始前や出勤時に確認したものの、結果として運転しなかった場合は、終業時の確認は必要ありません。



**問4** 従業員に運転する予定が全く無い場合、始業時の酒気帯びの有無の確認は必要ですか

**答** 不要です。

ただし、急用等で運転する必要がある場合には、運転前後の確認が必要になります。

**問5** 「目視等で確認」とは、どのような方法で行うのですか

**答** 運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認してください。  
確認は、原則として対面で行ってください。

※ アルコール検知器の使用義務は令和5年12月1日からになります。

**問6** 運転者が直行直帰や出張等のため、対面での酒気帯び確認が困難な場合には、どうすればよいですか

**答** 対面に準じた方法で確認してください。

例えば、あらかじめアルコール検知器を運転者に携帯させておき、

- カメラ・モニター等によって、運転者の顔色、声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
- 携帯電話、業務無線など運転者と直接会話できる方法によって、運転者の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法

など、対面による確認と同視できるような方法で行ってください。

**問7** 必ず安全運転管理者が確認しなければならないのですか

**答** 安全運転管理者が不在等の理由で、安全運転管理者自身が確認できない場合には、副安全運転管理者や、「安全運転管理者業務を補助する者として事業所で適宜定めた者」が確認して差し支えありません。安全運転管理者以外の者が確認する場合でも、その責任は安全運転管理者が負うことになります。

**問8** 夜間・早朝などのため、事務所に安全運転管理者等が不在の場合、どうすればよいですか

**答** 対面による確認に準じた方法で実施してください。

「問6 運転者が直行直帰や出張等のため、対面での酒気帯び確認が困難な場合には、どうすればよいですか」を参考にしてください。

**問9** 安全運転管理者自身が運転者となる場合は、どうすればよいですか

**答** 副安全運転管理者や、「安全運転管理者の業務を補助する者」が確認してください。

**問10** 従業員が他の支店等で運転を開始又は終了する場合、酒気帯びの有無の確認はどうすればよいですか

**答** 下図のように、A支店の従業員CがB支店に出張（図中①）し、B支店管理の社用車を運転する場合には、B支店の安全運転管理者がB支店のアルコール検知器を使用するなどして、Cに対する酒気帯びの有無の確認を行う（図中②）こととなります。

その後、従業員Cは、B支店の安全運転管理者により確認を受けた旨をA支店の安全運転管理者に電話等により報告（図中③）することとなります。

この場合、A支店の安全運転管理者への報告は、B支店の安全運転管理者が行うのではなく、従業員Cが行わなければなりません。

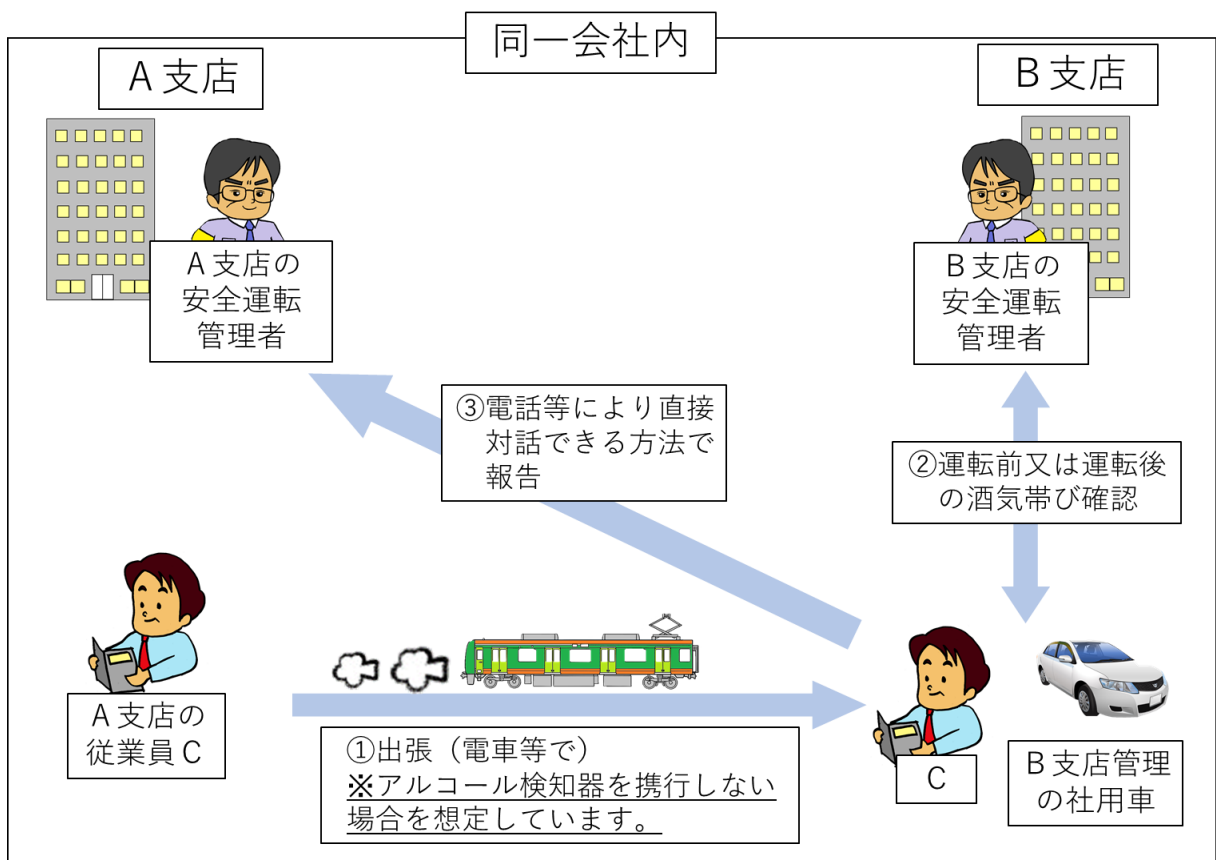
ただし、

- A支店とB支店の社用車の車検証等に記載されている「使用者」が異なる場合
- B支店で安全運転管理者を選任していない場合

は「問6 運転者が直行直帰や出張等のため、対面での酒気帯び確認が困難な場合には、どうすればよいですか」に記載している方法により確認してください。

また、

○従業員CをB支店に派遣した（A支店で運行管理をしていない）場合は、B支店の従業員と同様の扱いになります。



**問11** 自家用トラックを保有する者が下請として稼働する場合、元請業者の安全運転管理者等による確認は必要ですか

**答** 元請業者により当該自家用トラックに対する運行管理が行われている場合には、酒気帯びの有無の確認が必要です。

上記のような、いわゆる「持ち込み」と称される運行がなされている場合には、期間の長短を問わず、元請業者の安全運転管理者の管理下にあるといえますので、確認が必要です。

**問12** 業務に関係のない運転を行う場合、確認は必要ですか

**答** 不要です。

勤務時間中か否か、社有車か否かを問わず、業務に関係のない運転を行う場合には、確認は不要です。

**問13** 社用車で出勤又は退勤する場合、確認は必要ですか

**答** 不要です。

出勤及び退勤の手段としてのみ運転する場合には不要です。ただし、出勤又は退勤の途中に業務を含む、いわゆる直行直帰の場合には確認が必要です。

**問14** 4月1日からアルコール検知器を用いた確認を行ってもよいですか

**答** 構いません。

各事業者又は安全運転管理者の判断で、施行日（令和5年12月1日）以前にアルコール検知器を用いて確認しても構いません。

#### 【確認内容の記録について】

**問15** 「確認内容の記録」とは、どのような項目を記録するのですか

**答** 下記事項を記録し、1年間保管しなければなりません。

- 確認者名
- 運転者名
- 運転者の業務に係る自動車のナンバー又は識別できる記号、番号等
- 確認の日時
- 確認の方法
  - ・ 検知器の使用の有無
  - ・ 対面でない場合は具体的方法
- 酒気帯びの有無
- 指示事項
- その他必要な事項

**問16** 記録用紙の見本はありますか

**答** 和歌山県警察ホームページ ([https://police.pref.wakayama.lg.jp/02\\_koutsu/oshirase/ankankenty/index.html](https://police.pref.wakayama.lg.jp/02_koutsu/oshirase/ankankenty/index.html)) に様式例 (Excel形式) を掲載していますのでご利用ください。

**問17** 様式例を変更して使用しても構いませんか

**答** 「問15 「確認内容の記録」とは、どのような項目を記録するのですか」に記載している事項を備えたものであれば、様式は問いません。

**問18** 「確認内容の記録」の保存 (記録媒体) は何でも良いのですか

**答** 紙媒体でも、電子データでも構いません。  
各事業所の判断で任意の方法で記録してください。  
記録は1年間保存することとなります。  
安全運転管理者がいつでも確認できるよう、安全運転管理者がいる営業所で保存することが望ましいです。

**問19** 確認者名を記載する場合、姓だけでよいですか

**答** 氏名 (フルネーム) を記載してください。

**問20** 「自動車を識別できる記号、番号等」とはどのようなものですか

**答** いわゆる自動車 (二輪を含む。) のナンバー以外の「自動車を識別できる記号、番号等」とは、車台番号や事業所において車両管理のために使用している「○号車」などの呼称、名称等、それだけで車両を特定できるものを指します。

**問21** 確認内容の記録について公安委員会や警察から報告や提出を求められたり、検査を受けることがありますか

**答** 今後、安全運転管理業務の推進を図るため、公安委員会から事業者に対し、資料の提出を求めることがあります。

【道路交通法第75条の2の2第1項】

公安委員会は、(略) 自動車の安全な運転に必要な業務の推進を図るため必要があると認めるときは、当該安全運転管理者を選任している自動車の使用者又は当該安全運転管理者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。



## 【アルコール検知器について】

**問22** アルコール検知器に必要な性能はどのようなものですか

**答** 呼気中のアルコールを検知し、その有無又は濃度を警告音、警告灯、数値等で示す機能があれば足ります。

なお、公安委員会や警察において、メーカーや機種指定・推奨はしていません。

【根拠】

「道路交通法施行規則第9条の10第6号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める件」（令和3年国家公安委員会告示第63号）

**問23** 測定結果を赤色や青色などの光で表示する検知器でもよいですか

**答** 酒気帯びの有無を確認できるものであれば、問題ありません。

**問24** 自動車に備えられた検知機能で対応してもよいですか

**答** アルコールインターロック装置搭載の車両での検知も可能ですが、確認は対面が原則ですので、安全運転管理者が車両まで直接赴き、実施する必要があります。

**問25** アルコール検知器に、検知データの保存機能や印字機能は必要ですか

**答** それらの機能の有無は問いません。

**問26** 「アルコール検知器を常時有効に保持する」とはどのようなことですか

**答** 常に正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいいます。

メーカーの取扱説明書に従って適切に使用、管理し、定期的に故障の有無を確認しなければなりません。

**問27** 「定期的に」故障の有無を確認するとは、どれくらいの期間をいうのですか

**答** メーカーが定めた取扱説明書記載の期間に従ってください。

**問28** アルコール検知器を交換する頻度はどれくらいですか

**答** メーカーによって定められている使用期間又は使用回数等に従って交換してください。